

現 行	改 正 後
(新設)	<p data-bbox="1108 252 1818 280"><u>Ⅱ－４ 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等</u></p> <p data-bbox="1137 339 1357 368"><u>Ⅱ－４－１ 意義</u></p> <p data-bbox="1146 384 2119 544"><u>（１）CSR は、一般的に、企業が多様な利害関係者（ステークホルダー）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。</u></p> <p data-bbox="1146 560 2119 719"><u>（２）金融先物取引業者の CSR については、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である金融先物取引業者が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。</u></p> <p data-bbox="1146 735 2119 1023"><u>（３）しかしながら、CSR についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が金融先物取引業者を選択する際、その金融先物取引業者及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、金融先物取引業者が CSR についての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。</u></p> <p data-bbox="1137 1086 1442 1115"><u>Ⅱ－４－２ 主な着眼点</u></p> <p data-bbox="1137 1131 2119 1246"><u>金融先物取引業者の CSR について、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、金融先物取引業者の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。</u></p> <p data-bbox="1160 1262 1357 1291">① <u>目的適合性</u></p> <p data-bbox="1191 1307 2119 1466"><u>CSR 報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がな</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>されているか。</u></p> <p>② <u>信頼性</u> <u>CSR 報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>分かりやすさ</u> <u>CSR 報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該金融先物取引業者の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。</u></p> <p>II-4-3 <u>監督手法・対応</u> <u>金融先物取引業者による CSR を重視した取組みやその情報開示は、金融先物取引業者が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。</u> <u>ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。</u></p>